

五島の椿プロジェクト認定パートナー規約

1. 五島の椿プロジェクト認定パートナー

【五島の椿プロジェクト認定パートナー基本方針】

- (1) 五島の椿プロジェクト認定パートナー（以下、「認定パートナー」と言う）への登録を希望する個人、企業、団体等については、希望者本人が五島の椿プロジェクト認定パートナー登録申請書（以下、「認定パートナー登録申請書」と言う）を提出し、登録の可否を五島の椿プロジェクト認定審査委員会（以下、「認定審査委員会」と言う）が決定する
- (2) 認定パートナーへ登録されるためには、五島の椿プロジェクト認定パートナー登録基準（以下、「認定パートナー登録基準」と言う）の基準を満たさなくてはならない
- (3) 認定パートナー登録基準はあくまで目安であり、基準に合致する個人、企業、団体等が認定パートナーとして登録されることを約束するものではない
- (4) 登録可否の決定は認定審査委員会の総合的な判断によって行うものとし、認定の可否に関わらず理由の開示は行わない
- (5) 認定パートナー登録基準については、認定パートナーからのニーズ、社会情勢、プロジェクトを取り巻く環境などの変化、プロジェクト運営方針の変更などを含めて改定する可能性がある
- (6) 認定パートナーに登録されると五島の椿プロジェクト認定マーク（以下、「認定マーク」と言う）を利用できる権利を得る
- (7) 認定マークの利用に関しては、五島の椿プロジェクト認定マーク利用許諾申請書（以下、「認定マーク利用許諾申請書」と言う）を提出し、事前に認定審査委員会の許可を得る必要がある
- (8) 認定マークの利用権を得た者は、他人に認定マークの利用権を再許諾、または譲渡することはできない
- (9) 認定パートナーの承認を受けた者に、承認後基本方針、もしくは登録基準に違反する行為が認められた場合、認定審査委員会からの通達により認定パートナーの登録取り消しを行うことができる
- (10) 認定パートナーの登録期間は、登録の日から3年間とする。認定パートナーは、期限が切れる前に延長申請を行うことができる。延長申請についての認定手続は新規申請と同様の手続とする
- (11) 長崎県、長崎県内の市町村、及び公益法人等、行政関連機関、及び団体（以下、「特例 A 機関」と言う）の認定パートナー登録については、第三条の特則に定める規定により申請を行うものとする
- (12) 認定パートナー登録された後、申請内容の変更を希望する場合には、認定パートナー登録変更申請書を提出して、申請内容を変更することができる
- (13) 認定パートナーに登録され、認定マークの利用許諾を受けた後、取り消しを希望す

る場合には、取り下げ申請書を提出して認定の取り下げをすることができる

【五島の椿プロジェクト認定パートナー登録基準】

- (1) 五島の椿プロジェクト（以下、「プロジェクト」と言う）の目的に賛同し、長崎県、及び五島列島における雇用の創出と産業の発展に寄与する意思を持って活動を行っていること
- (2) プロジェクトの認知拡大に資するため、五島列島産椿に関わりを持った全国規模での活動、取り組み等を実施する計画を持っていること
- (3) プロジェクト賛同の意思を継続的に、且つ、広く公に示していること
- (4) その活動により、プロジェクトの世界観や信頼性を損なう恐れがないこと
- (5) 次項のいずれにも該当しないこと
 - ・認定パートナーの立場を特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結びつけて使用する
 - ・プロジェクトの正しい理解の妨げとなる言動を起こす
 - ・法令や公序良俗に違反するような方法で認定パートナーの立場を利用する
 - ・品位を欠く言動や他人を誹謗中傷したり、名誉を傷つけたりする言動を起こす
 - ・登録を希望する個人、企業、もしくは団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員もしくは構成員の中に暴力団等反社会的勢力に関係する者がいる
- (6) 認定マークの利用権の付与に対して、以下に記載する事項の協力ができること
 - ・プロジェクト運営事務局の運用、管理に関する助言、支援の提供
 - ・プロジェクトマークの認定業務に関する助言、支援の提供
 - ・プロジェクトのプロモーションに関する計画／戦略についての助言、支援の提供
 - ・プロジェクトサイトの運営に関する助言、支援の提供
 - ・プロジェクトが主催するイベントに関する助言、支援の提供
 - ・プロジェクト運営事務局が制作する副資材（カタログ、ポスター、リーフレット、ステッカー等）を使用したプロジェクト広告宣伝活動についての助言、支援の提供

2. 五島の椿プロジェクト認定商品またはサービス等

【五島の椿プロジェクト認定商品またはサービス等基本方針】

- (1) 五島の椿プロジェクト認定商品またはサービス等（以下、「認定商品またはサービス等」と言う）への登録を希望する個人、企業、団体等については、希望者本人が五島の椿プロジェクト認定商品またはサービス等登録申請書（以下、「認定商品またはサービス等登録申請書」と言う）を提出し、登録の可否を認定審査委員会が決定する
- (2) 認定商品またはサービス等へ登録されるためには、五島の椿プロジェクト認定商品またはサービス等登録基準（以下、「認定商品またはサービス等登録基準」と言う）の基準を満たさなくてはならない
- (3) 認定商品またはサービス等登録基準はあくまで目安であり、基準に合致する商品ま

たはサービス等が認定商品またはサービス等として登録されることを約束するものではない

- (4) 登録可否の決定は認定審査委員会の総合的な判断によって行うものとし、認定の可否に関わらず理由の開示は行わない
- (5) 認定商品またはサービス等登録基準については、認定パートナーからのニーズ、社会情勢、プロジェクトを取り巻く環境などの変化、プロジェクト運営方針の変更などを含めて変更する可能性がある
- (6) 認定商品またはサービス等に登録されると、登録された商品またはサービス等に対して認定マークを利用できる権利を得る
- (7) 認定マークの利用に関しては、認定マーク利用許諾申請書を提出し、実際のマーク利用例について、デザインラフ案等を提示し、事前に認定審査委員会の許可を得る必要がある
- (8) 認定マークの利用権を得た者は、他人に認定マークの利用権を再許諾、または譲渡することはできない
- (9) 認定商品またはサービス等の承認を受けた者に、承認後、基本方針、もしくは登録基準に違反する行為が認められた場合、認定審査委員会からの通達により認定商品またはサービス等の登録取り消しを行うことができる
- (10) 認定商品またはサービス等の登録期間は、登録の日から3年間とする。認定商品またはサービス等は、その期限が切れる前に延長申請を行うことができる。延長申請についての認定手続は新規申請と同様とする
- (11) 認定商品またはサービス等に登録された後、申請内容の変更を希望する場合には、認定商品またはサービス等登録変更申請書を提出して、申請内容を変更することができる
- (12) 認定商品またはサービス等に登録された後、取り消しを希望する場合には、取り下げ申請書を提出して認定の取り下げをすることができる

【五島の椿プロジェクト認定商品またはサービス等登録基準】

- (1) 五島列島産の椿、または椿由来の原料を使用した本プロジェクトオリジナルの商品またはサービス等を新たに創出していること
- (2) 商品の製造工程の一部、もしくはサービス等の工程の一部が五島列島内で行われており、島内における産業の活性化につながっていること
- (3) 商品またはサービス等のデザイン、機能において独自性や希少性があり、本プロジェクトの世界観を損なうことなく、かつ類似品との差別化が図られていること
- (4) 椿を使用した商品またはサービス等の効果効能についてエビデンスを取得できていること
- (5) 商品またはサービス等の品質に対して客観的な評価を受けており、衛生管理及び苦情対応等の方法や方針が明示されていること
- (6) 商品の製造、またはサービス等の提供に関する関係法令を遵守し、質の高い商品ま

たはサービス等の提供を行っていること

- (7) 将来にわたり継続的、かつ安定的な商品の製造やサービス提供が見込めること
- (8) 商品またはサービス等について、将来的に全国規模以上での展開が見込めること
- (9) 認定登録後5年以内に、五島列島内に新たな製造工場、もしくはサービス等を提供する施設等を設けるなど、産業創出につながる新たな取り組みを計画していること
- (10) 商品またはサービス等の展開戦略において、プロジェクトの認知拡大、イメージ向上に繋がる取り組みや計画があること
- (11) 商品またはサービス等について全国規模でのプロモーション計画があること

3. 特則

- (1) 認定マークの利用が次の各号に該当する場合には、認定パートナー登録の手続きを省略することができる
 - ①特例A機関に該当する者が認定マークの利用を希望する場合
 - ②特例A機関に該当する者が主催するイベント等において、イベントの告知物または記録物を作成する場合
 - ③特例A機関に該当する者が認定マークの利用を希望する際には、認定マーク利用許諾申請書（特例A機関用）を提出するものとする
 - ④特例A機関に該当する者が認定マークを利用した商品の製造、またはサービスの提供を希望する際には、通常の申請者と同じく、認定商品またはサービス等登録申請書を提出するものとする

附則

【施行日】

この規約は令和2年1月1日より施行するものとする